「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制(特例)」

どちらを適用しますか? 判定フローチャート

(医療費の合計額(補填金差引後)が188,000円以上の場合は判定不要です!

※ 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方のみの選択適用です。 確定申告で選択した方法を、その後、更正の請求又は修正申告において変更することはできません。

平成 29 年中において、申告される方ご本人が、健康の保持増進及び疾病の予防 の取組を行ったことを明らかにする、次のいずれかの書類はありますか。 インフルエンザ等の予防接種の領収書又は予防接種済証 ※ これらの費 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表 用は、原則、 職場で受けた定期健康診断の結果通知表 医療費控除の 特定健康診査の領収書又は結果通知表 対象外です。 人間ドックやがん検診等、各種健診(検診)の領収書又は結果通知表 Yes 領収書の表示例 あなたが平成29年中に支払ったセルフメディケーション税制 克·伊塔 TEL: 00 **** **** 東京都千代田区麓が開米米米米 の対象となる費用の合計額: (★) 円 ■ 領収書 ■ ※ セルフメディケーション税制対象品は、領収書(レシート) 従来の 2017年4月1日(土) 12:00 に対象となる旨の記載があります。 ★ ぜくAEX ¥1,273 ¥780 医療費控除 ハンドソープ ★カクティ冒腿薬MN Nο 適用 (★)の金額が12,000円を超えていますか。 計 4点 ¥3,222 ¥238 ¥4,000 Yes お釣り 以下の算式により、どちらを適用するか判定します。 ★印はセルフメディケーション税制対象商品です 「従来の医療費控除」の①の金額には、「セルフメディケーション 領収書に控除の対象となる旨が記載されています。 税制」の①の金額(上記(★)の金額)を含みます。 セルフメディケーション税制 従来の医療費控除 「あなたが平成 29 年中に支払った医療費の合計額 ~上記(★)の金額 円 円 ② 保険金などで補填される金額 ② 保険金などで補填される金額 円 円 ③ 差引金額(①-②) ③ 差引金額(①-②) 円 円 ④ 医療費控除額(③-10万円(※)) ④ 医療費控除額(③-12,000円) (最高額 200 万円、マイナスの場合は0円) (最高額8万8千円、マイナスの場合は0円) 円 (A)(B) 所得金額の合計額が 200 万円未満の方は 10 万円に 代えて所得の合計額×5%の額を差し引きます。 (A)の金額と(B)の金額を比べてください。 (A) > (B) の場合 (A) (B) の場合 従来の医療費控除 セルフメディケーション税制